

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答申第50号)

平成30年3月30日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定にかかる非公開部分のうち、請求書に記載された単価及び数量については、公開することが妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

平成29年5月9日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成28年度琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金の実績報告書の一切」と記載して、公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成29年5月23日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として「平成28年度琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金の実績報告書」(以下「本件公文書」という。)を特定の上、本件公文書の一部を非公開とする部分公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公開しない理由を次のとおり付記して審査請求人に通知した。

(1) 条例第7条第1号に該当する。

個人に関する氏名、会員番号、印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 条例第7条第2号に該当する。

法人その他団体に関する印影、口座番号、口座名義、預金種別、金融機関名、支店名、業務に関する単価、数量については、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため。

3 審査請求

平成29年7月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取消しを求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書及び反論書の記載内容並びに意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 類似案件である施設整備課の審査請求案件における答申第36, 37, 38号で、公開が妥当とした前例がある。そこでは、条例第7条第2号の具体的な適用に関しては、法人の性格や権利利

益の内容、性質等に応じ、法人の権利の保護の必要性等を総合的に考慮して判断する必要があると述べている。補助金の公益性や、説明責任の観点からも、類似案件の答申を踏まえ、非公開の理由を述べずに非公開としたことに納得がいかない。

- 2 大津市は、市所有地でのごみ収集や集積作業を、任意団体である実践本部への補助金で行っている。大津市から実践本部へ支出された補助金の交付基準には、業者へのごみ処分費は記載されていないから、何に基づいて行われているのか不透明。任意団体である実践本部が、大津市の所有地でのごみ処分を業者へ請け負わせる正当性がないのに、単価と数量を明らかにしなければ、適切な作業が行われたのかわからない。さらに、何年も同じ業者が業務を行っており、単価と数量が非公開にされたことから、私は市と業者との癒着を疑っている。
- 3 平成26年度の包括外部監査報告書で、「今後、一般廃棄物会計基準を適用することも含めて、廃棄物処理事業について、体系的な原価計算制度を整備する必要がある」と意見が出た。廃棄物処理の会計基準のシステム化と見える化を推進している流れの中で、外部監査委員は、大津市の前近代的な一般廃棄物処理の会計処理システムに苦言を呈している。業者選定も競争入札でなく、随意契約だとの指摘もある。家庭ごみ収集の随意契約でさえ改めるよう意見しているのに、随意契約でさえない補助金でのごみ処分の非公開は、全国的な時流と逆行している。
- 4 見積書は公開するが、請求書は公開しないという説明の意味がわからない。
- 5 ごみ処分については、不法投棄の防止の観点からも、廃棄物処理法で厳しく規定されている。それを非公開にすると、業者依頼の仕事が適正かどうか判断できない。
- 6 今回は、任意団体の実践本部が補助金を使って業者へ依頼している。そして、実践本部の事務局を兼務し、実践本部へ補助金を支出している環境政策課が補助金支出を認めている。大津市の組織内の役割分担とチェック体制が杜撰である。任意団体である実践本部が大津市所有地でごみ処分を行っている理由を明確にしてほしい。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載内容及び事情聴取によると、概ね次のとおりである。

- 1 単価の内容によって、公開又は非公開の判断をした。一般店舗に陳列されているような単価が広く認知されているものや、認知されてはいないが競合性のないものは全部公開とした。それ以外については、単価及び数量を非公開と判断した。今回争いとなっている請求書は、後者に該当すると判断した。単純に小売品でないという以外に、本件請求書にかかる業務における単価及び数量には、企業努力や企業秘密が積み上げられて積算されていることから、企業間における差異が生じやすく、取引先との関係性も影響を受けやすいからである。補助金が原資といえども、当該請求書の単価及び数量を公開することは、取引元と取引先の信頼関係を害し、当該法人の権利及び正当な利益を害するおそれがあるため非公開と判断した。
- 2 答申と類似案件であるとの主張について、答申では見積書であったが、本件は請求書であり、相違がある。見積書と請求書は差異が生じないこともあるが、必ずしも同一ではない。見積書は契約に対する準備行為としての検討資料であるのに対し、請求書は内容を検討し契約が成立した後の確定内容である。

- 3 答申では「何回も自治会が同種の工事を発注することはなく、また建設市場において単価が変動していくことを考えると、当該法人の今後の競争上の地位に影響を及ぼすとは認められない。」と判断されているが、本件業務は何十年も続いている。年一度の市民清掃は今後も継続して実施されるであろうことから、当該業務も履行される可能性が予見される。市場における1年での単価の大きな変動は考え難く、単価及び数量を公開することは、当該業務はもとより、今後の当該法人の競争上の地位を著しく害するおそれがあることから、類似案件ではないと判断した。
- 4 最終処分場での土砂集積作業の単価について。最終処分場内に限ると、本件処分で争いとなっている土砂の集積作業と同類の作業は存在しない。しかし、一般的に土木作業を行う際には、同様の土砂の集積作業が必ず存在するため、その単価を公にすると、当該法人の請負金額が明らかになり、当該法人に競争上の不利益が生じる。
- 5 琵琶湖市民清掃のごみの収集運搬の単価について。琵琶湖市民清掃に限ると、年に1回しか実施しないので、他社との競合はない。しかし、事業系ごみの収集運搬に置き換えると、作業内容は同様であり、誰がごみを出すかが変わるだけである。そうすると、当該法人の事業系ごみの収集運搬に係る単価が明らかになり、当該法人に競争上の不利益が生じる。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件審査請求の対象となっている公文書について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、「平成28年度琵琶湖を美しくする運動実践本部事業補助金の実績報告書」である。実績報告書には、添付書類として、琵琶湖を美しくする運動実践本部の事業結果報告書、収支決算書、会則、平成28年度琵琶湖市民清掃実施要綱、参加団体名簿、領収書等の写しが含まれる。

琵琶湖市民清掃とは、年に1度、大津市民が市内全域の湖岸、河川、道路、公園等の公共的な場所を清掃する活動であり、琵琶湖を美しくする運動実践本部の活動として実施されている。

琵琶湖を美しくする運動実践本部は、昭和47年6月に、公民協働で琵琶湖の環境保全、具体的には清掃活動を行うため、大津市自治連合会、大津市地域女性団体連合会、大津市水産振興対策協議会、大津青年会議所の4者の提案によって、58団体の協賛を得て設立された権利能力なき団体であり、大津市もその参加登録団体となっている。

審査請求人は、「補助金で行った事業であるのに、単価と数量が明らかにならなければ、適切な作業がおこなわれたのかわからない。」と主張している。そこで、本件処分を取消し、領収書等写しのうち、事業者からの請求書に記載された「単価及び数量」を公開するよう求めている。審査請求人が公開を主張するのは二つの事業についての請求書である。一つは有限会社金山金属が実施したごみ回収及び運搬処理業務であり、もう一つは山政建設株式会社が実施した土砂入り土のう袋類移動及び集積作業である。

一方で、実施機関は、「単価及び数量」を公にすると、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、本件公文書を審査した結果を踏まえ、「単価及び数量」の条例第7条第2号本文の該当性について検討する。なお、単価及び数量以外の非公開部分については、争いはない。

2 条例第7条第2号本文の該当性について

条例第7条第2号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、同号アにおいて「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として掲げている。「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、一般的には、(1)生産技術上又は営業・販売に関する情報であって、公開することにより、公正な競争原理や秩序維持が侵害されると認められるもの、(2)人事、経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、事業活動が損なわれると認められるもの、(3)その他公開することにより、名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものと解される所、具体的な適用に関しては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性等を総合的に考慮して判断する必要がある。

本件公文書のうち請求書については、業者が作成し琵琶湖を美しくする運動実践本部に提出した請求書であるから、当該請求書の単価及び数量は、業者の保有する経営上の情報であり、当該法人の営業・販売に関する情報に該当する。

一般的に、請求書に記載された単価及び数量は、各企業の営業・販売活動の状況や、各資材をどの程度の価格で納入できるのかという当該企業の価格競争力を反映するものである。つまり、当該情報は、自由競争社会において、競合する他事業者には知られたくない秘匿性の高い情報であり、これらが公になると、当該法人の販売上の方針、営業に関する情報等が明らかになり、今後当該企業が事業活動において競争上不利な立場に置かれるおそれがある。

しかしながら、本件公文書に係る業務は年に1回行われるにすぎない琵琶湖市民清掃という極めて限られた期日において行われる業務であって、業務委託の価格も一般競争入札になじみにくい価格であるという点で、特殊な業務である。実際のところ、本件業務委託に関しては、少なくとも過去5年間は同一の事業者が随意契約によって事業を請け負っていることが認められる。このことから、本件に係る単価が、他の一般土木業務や一般廃棄物収集運搬業務に適用されるとは考えがたく、公になったことにより、単価を参考にされ、他社との同種の業務の契約において当該事業者が不利益を被るおそれがあるとは認められない。

したがって、請求書の単価及び数量を公にすることで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第2号本文に該当しないため公開すべきである。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 8月29日	諮問書の受理
平成29年11月24日	審査請求の概要説明
平成29年11月24日	審査請求人からの意見陳述
平成29年12月15日	実施機関からの事情聴取
平成30年 2月19日	審議
平成30年 3月19日	審議
平成30年 3月29日	審議
平成30年 3月30日	答申